総　合　口　座

（２０１９年４月１日現在）

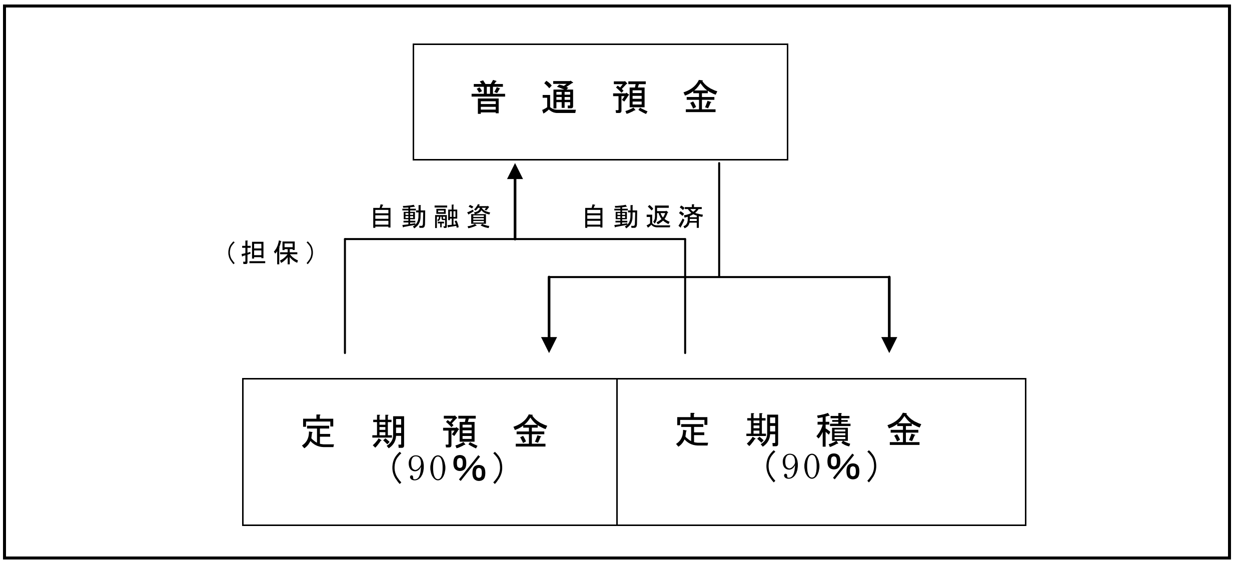

担保対象となる預金等

	担保対象となる預金等		
	定期預金	大口定期預金	定期積金
預入金額	1万円以上	1千万円以上	1千円以上
種類・期間	自動継続 （利払式・元加式） 1カ月を除きます。	自動継続 （利払式・元加式） 1カ月を除きます。	制限ありません。
貸越極度額	預積金合計額の90％以内 最高200万円まで		
貸越金利	約定金利　＋　0.5％		約定金利 ＋　1.0％
貸越順序	（貸越）金利の低い順です。		
返済方法	普通預金に入金があり次第返済となります。		
返済順序	（貸越）金利の高い順です。		
利息の徴求	年２回（3月・9月）普通預金より自動引落しします。		
苦情処理措置 紛争処理措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話075－211－2111）にお申出ください。 紛争解決措置 紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所（9時～17時、電話03－3517－5825）をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター（電話075－231－2378）等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。 ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。		

その他	・担保とする定期預金、定期積金は同一名義に限ります。